

平成 24 年 5 月 10 日

企業結合（ステップ 2）
 支配の喪失の検討

1. 我が国の会計基準における取扱いについて

- 事業分離等会計基準では、事業を分離するときに分離先企業が関連会社となる場合、投資が継続しているとみる（事業分離等会計基準第 96 項から第 100 項）。
- 子会社株式又は関連会社株式を一部売却して、当該株式がその他有価証券に分類される場合、売却株式に対応する分は売却損益を認識する。連結財務諸表における残存持分については個別財務諸表上の帳簿価額をもって評価する（連結会計基準第 29 項、資本連結実務指針第 45 項）。
- 段階取得により支配を獲得した場合、被取得企業の取得原価は、個別財務諸表上は、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって算定する。一方、連結財務諸表上は、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、支配獲得時点でいったん投資が清算され、改めて投資を行ったと考え、支配を獲得するに至った個々の取引のすべてについて企業結合日における時価をもって算定する（平成 20 年改正企業結合会計基準第 25 項）。

< 連結 >

	後	その他	関連会社	子会社
前	→			
その他			帳簿価額	時価
関連会社		企業結合：時価 株式売買等：帳簿価額		時価
子会社		企業結合：時価 株式売買等：帳簿価額	持分法評価額	

段階取得（ステップ 1）

支配の喪失（ステップ 2 の検討範囲）

支配の喪失（ステップ 2 の検討範囲）

<個別>

	後	その他	関連会社	子会社
前	→			
その他			帳簿価額	帳簿価額
関連会社		企業結合：時価 株式売買等：帳簿価額		帳簿価額
子会社		企業結合：時価 株式売買等：帳簿価額	帳簿価額	

段階取得（ステップ１）

支配の喪失（ステップ２の検討範囲）

支配の喪失（ステップ２の検討範囲）

以降では、図表のように、子会社から関連会社になる場合、子会社又は関連会社からその他の会社になる場合に区分けして、検討する（これまでの審議状況については**参考資料１**を参照）。

２．子会社から関連会社になる場合の検討

（１）投資の継続に関する考え方を踏まえた見方

- 残存持分について時価で評価し差額を損益認識することは、事業投資としての性格が継続していると考えられる企業経営の実態を表していないため、連結財務諸表及び個別財務諸表ともに、現行の取扱いを継続することが適切であると考えられる。
- これは、関連会社株式も子会社株式も事実上の事業投資とする金融商品会計基準や、持分法は連結のいわば簡便的な会計処理ととらえる持分法会計基準の取扱いと整合的である（詳細は**参考資料２**を参照）。

（２）段階取得との整合性や国際的な会計基準の取扱いを踏まえた見方

- 他の会計基準等を含む体系への影響に配慮しつつ、平成 20 年改正会計基準における連結財務諸表上の段階取得の取扱いや国際的な会計基準の取扱い（詳細は**参考資料３**を参照）を踏まえると、個別財務諸表上の取扱いは現行の取扱いを継続するものの、連結財務諸表上は、残存投資は支配喪失時の時価で評価し、差額を損益とする方向性が考えられる。
- 支配の獲得と支配の喪失は、支配をトリガーとして投資の清算と捉える観点で、類似の経済事象と捉えることも考えられる。そのようにみると、連結財務諸表の作成にあたって、支配の獲得と支配の喪失について別々の考え方が反映されるのは適切ではな

いという見方がある。

- 経済的実態に差異がなければ会計処理は異なるべきではないとする基本的な考え方が企業結合会計基準の基礎をなしており、そのような観点から、支配喪失時の取扱いを段階取得の処理と整合させることは財務報告の改善が図られるという見方もある。

（３）専門委員会で聞かれた意見

- 段階取得の処理の検討経緯を踏まえると、支配の喪失について、コンバージェンスや段階取得との整合性を根拠とする検討の方向性には納得感がなく、投資の継続・清算に関する考え方や連単の位置付けを整理する必要がある。
- 段階取得の処理の検討過程において、残存投資を評価する際の時価の算定には操作可能性があり得るという懸念点が指摘されたが、支配の喪失において段階取得と同様の考え方を採用するとより一層の操作可能性が懸念される。このため、実務における段階取得の適用状況をまず検証すべきである。

ディスカッション・ポイント１

- ✓ 子会社から関連会社になる場合の取扱いについて、下記の観点からどう考えるか。
 - ・ 事業分離等会計基準における投資の継続に関する考え方との関係
 - ・ 連結財務諸表における段階取得の取扱いとの関係

３．子会社又は関連会社からその他の会社になる場合の検討

（１）投資の継続に関する考え方を踏まえた見方

- 企業活動における投資行為は、その保有区分をもって連続性がなくなるものではなく、企業経営における投資管理は、投下資本に対するリターンが売却等の対価の受領に伴い確定した時点で損益認識しており、保有区分の変更により残存持分を時価で評価し、差額を損益認識することは企業経営の実態を表していない。
- 事業分離等会計基準では、子会社又は関連会社である被結合企業の株式が子会社株式や関連会社株式に該当しなくなった場合、次の２つは必ずしも同じ状況ではないとしている（事業分離等会計基準第 129 項）。前者については投資が継続しているとみる見方と考えられる。
 - ✓ 株主が同一の株式を売却し持分比率が減少した場合に、当該株式が引き換えられず残存しているとき。
 - ✓ 企業結合により投資先の企業が他の企業又は事業を受け入れて持分比率が減少した場合に、被結合企業の株式が結合後企業の株式と引き換えられるとき。

（２）段階取得との整合性や国際的な会計基準の取扱いを踏まえた見方

- 他の会計基準等を含む体系への影響に配慮しつつ、平成 20 年改正会計基準における連結財務諸表上の段階取得の取扱いや国際的な会計基準の取扱いを踏まえると、子会社からその他の会社になる場合、個別財務諸表上の取扱いは現行の取扱いを継続するものの、連結財務諸表上は、残存投資は支配喪失時の時価で評価し、差額を損益とする方向性が考えられる。
- 事業分離等会計基準では、事業分離により受け取る分離先企業の株式が子会社株式や関連会社株式に分類されない場合、もはや移転した事業に関する投資は継続していないものとみて原則として移転損益を認識するとしている（事業分離等会計基準第 104 項）。
- また、企業結合により子会社又は関連会社である被結合企業の株式が子会社株式や関連会社株式に該当しなくなった場合は、異種の資産と引き換えられたものとみなして交換損益を認識するとしている（事業分離等会計基準第 129 項）。

ディスカッション・ポイント 2

- ✓ **子会社又は関連会社からその他の会社になる場合の取扱いについて、下記の観点からどう考えるか。**
 - ・ **残存持分に対する考え方との関係**
 - ・ **事業分離等会計基準における投資の継続に関する考え方との関係**
 - ・ **連結財務諸表における段階取得の取扱いとの関係**

以上

（参考資料１）これまでの審議状況について

- 売却又は企業結合等により、子会社に対する支配を喪失した場合の会計処理について、平成 21 年に公表した論点整理では、関連会社に該当する場合と関連会社にも該当しない場合とに区分し、次のように考えられるとしていた。
 - 子会社から関連会社になる場合
 - ✓ 個別財務諸表上は投資が継続しているとみて、関連会社株式は帳簿価額のままとする。連結財務諸表上は国際的な会計基準とのコンバージェンスを重視し、関連会社株式を時価で評価し差額を損益とする。これは、企業結合ステップ 1 における段階取得の処理と整合的である。
 - 子会社からその他の会社になる場合
 - ✓ 売却等によるときは残存投資について、[1 案]企業結合と同様に（連単ともに）時価で評価し差額を損益とする、[2 案]個別財務諸表上は投資が継続しているとみて帳簿価額のままとし、連結財務諸表上は時価で評価し差額を損益とする、のいずれかの方法とすることが考えられる。
- また、論点整理では、関連会社に対する重要な影響力を喪失した場合、子会社に対する支配を喪失した場合と同様に整理していくことが考えられるとしていた。
- 論点整理に対するコメントを踏まえ、段階取得の処理との整合性の観点やコンバージェンスの観点から、次の方向性で検討してきている。
 - 子会社から関連会社になる場合
 - ✓ 連結財務諸表上、残存投資は支配喪失時の時価で評価し、差額を損益とする。
 - ✓ 個別財務諸表上の取扱いは変更しない。
 - 子会社からその他の会社になる場合
 - 連結財務諸表及び個別財務諸表とも、と同様である。
 - 関連会社からその他の会社になる場合
 - ✓ 連結財務諸表上、残存投資は重要な影響力喪失時の時価で評価し、差額を損益とする。
 - ✓ 個別財務諸表上の取扱いは変更しない。

（参考資料２）我が国の会計基準における取扱い

（１）子会社に対する支配を喪失する場合

被投資会社が関連会社になる場合

企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個別財務諸表上、交換損益は認識せず、関連会社株式の取得原価は、引き換えられた被結合企業の株式（子会社株式）に係る企業結合直前の適正な帳簿価額に基づいて算定される（事業分離等会計基準第 38 項及び第 20 項(1)、企業結合適用指針第 275 項(1)）。 ➤ 連結財務諸表上、持分法の適用において、結合後企業に係る投資会社の持分の増加額と、従来の結合当事企業に係る投資会社の持分の減少額との間に生じる差額を、のれん（又は負ののれん）及び持分変動差額として処理する（事業分離等会計基準第 38 項及び第 20 項(2)、企業結合適用指針第 275 項(2)）。
株式売買等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、持分法による評価額に修正する。当該評価額に基づき、個別財務諸表上の子会社株式の売却損益を修正する。（資本連結実務指針第 45 項）。

[考え方]

- 現行の会計基準等（金融商品会計基準や持分法会計基準¹）における考え方も踏まえ、投資が継続しているとみる（事業分離等会計基準第 98 項、99 項）。
 - ✓ 理由 関連会社株式は、関連会社への影響力の行使を目的として保有することから、金融商品会計基準では子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うこととされている。これを踏まえれば、事業分離により、移転された事業に対する支配は失われているが、関連会社への影響力の行使を通じて、子会社と同様に、移転された事業に関する事業投資を引き続き行っているとみることができる。
 - ✓ 理由 事業分離により分離先企業が子会社となる場合と関連会社となる場合には、分離元企業の事業の一部と分離先企業の事業の一部が引き換えられる程度が、基本的に過半になるか否かに違いがある。いずれの場合も投資のリスクは変質しているものの、過半になるか否かという程度によって、事前に想定されていた当該投資の成果がリスクから解放され、期待に対応する事実が生じたと言える積極的な理由はない。また、移転された事業に対する分離元企業の支配が失われることをもって投資の清算と考えることは、事前の期待が支配自体にあった場合には該

¹ 金融商品会計基準において、関連会社株式は、子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であるため、取得原価をもって貸借対照表価額としている。また、持分法は一行連結といわれるように、その当期純利益及び純資産に与える影響は同一であり、連結（完全連結）のいわば簡便的な会計処理であると捉えられている。

当するが、移転された事業の活動から便益を享受することが事前の期待であれば、支配の有無は投資の清算を考える際の絶対的な要件とは言えない。

- ✓ 理由 分離先企業において取得のときに分離元企業において売却と解することは理解しやすいが、もともと分離先企業の取扱いにより分離元企業の会計処理が必ずしも決まる必要はない。
- この論点は、次のいずれを重視するかという問題であり、支配が継続しているか失われたかが最も重要であるという後者の考え方も有力である²ものの、その立場をとってまで他の会計基準等を含む体系に影響を与える意義は薄いため、前者の考え方をとっている（事業分離等会計基準第 100 項）³。
- ✓ 事業投資という性格は継続しており、当該事業投資のリスクから解放されていないため、移転損益を認識しない（現行の会計基準等における取扱い）
- ✓ 支配の喪失により、その投資に対するリスクから解放され、移転損益を認識する。

被投資会社が子会社にも関連会社にも該当しなくなる場合

企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被投資会社の株式は、結合後企業の株式の時価又は結合当事企業の株式の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価に基づいて算定され、交換損益が認識される（事業分離等会計基準第 38 項及び第 23 項、企業結合適用指針第 276 項）。
株式売買等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する（連結会計基準第 29 項）。 ➤ 当該評価額に基づき、個別財務諸表上の子会社株式の売却損益を修正し、当該連結財務諸表上の評価額と個別財務諸表上の帳簿価額の差額は利益剰余金に計上する（資本連結実務指針第 46 項）。

[考え方]

- 企業結合において、投資は継続していないとみる。
 - ✓ 理由 事業分離により受け取る分離先企業の株式が子会社株式や関連会社株式に分類される場合、支配又は重要な影響により、移転した事業を含む当該株式の保有を通じて、移転した事業に関する事業投資としての性格が継続しているとみるが、その他有価証券に分類されることとなる場合には、これとは異なり、もはや

² 仮に支配の喪失により移転損益を認識することが、事業分離を伴う投資の実態や本質であると判断された場合には、その考え方を通じ、持分法の位置付けや関連会社株式の貸借対照表価額等、他の会計処理を今後、これと整合的になるよう改廃していくことが考えられるとしている（事業分離等会計基準第 100 項）。

³ 段階取得に係る平成 20 年改正会計基準の公開草案では、事業分離等会計基準の考え方と整合することを理由に、関連会社から子会社になる場合は、支配獲得直前の被投資企業に対する投資の帳簿価額を取得原価としていた。最終基準では、寄せられたコメントを踏まえ、他の会計基準等を含む体系への影響について引き続き検討するものの、関連会社株式に係る個別財務諸表と連結財務諸表における取扱い（企業結合会計基準第 92 項）を勘案し、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、連結財務諸表上は企業結合日における時価をもって算定することとした（企業結合会計基準第 93 項）。

移転した事業に関する投資は継続していないものとみて、損益を認識する（事業分離等会計基準第 104 項、127 項）。

- ✓ 理由 子会社又は関連会社の企業結合により、被結合企業の株式が当該被結合企業を含む結合後企業の株式と引き換えられたことによって、子会社株式又は関連会社株式に該当しなくなった場合には、異種の資産と引き換えられたものとみなして、損益を認識する（事業分離等会計基準第 129 項）。

（２）関連会社に対する重要な影響力を喪失する場合

企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被投資会社の株式は、結合後企業の株式の時価又は結合当事企業の株式の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価に基づいて算定され、交換損益が認識される（事業分離等会計基準第 41 項、企業結合適用指針第 278 項）。
株式売買等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する（持分法会計基準第 15 項）。 ➤ 当該投資に関する持分法適用除外日における取得後剰余金のうち投資会社持分額は、利益剰余金に計上する（持分法実務指針第 33 項）。

[考え方]

- 企業結合において、投資は継続していないとみる。
 - ✓ 理由 もはや移転した事業に関する投資は継続していないものとみて、損益を認識する（事業分離等会計基準第 104 項、127 項）。
 - ✓ 理由 異種の資産と引き換えられたものとみなして、損益を認識する（事業分離等会計基準第 129 項）。

（参考資料３）国際的な会計基準における取扱い

（１）支配の喪失の取扱いについて

- 親会社の子会社に対する支配を喪失する場合、支配喪失日に以下の会計処理を行う。
（IFRS10.B98）（ASC 810-10-40-5）
 - ✓ 子会社の資産（のれんを含む。）負債及び非支配持分（非支配持分に帰属するその他の包括利益を含む。）の認識を中止する。
 - ✓ 受取対価及び残存持分を、公正価値で認識する。
 - ✓ 差額を、親会社に帰属する損益として認識する。
- 残存する投資を公正価値で測定することは、子会社の支配の喪失が重大な経済事象であるとする（IASB及びFASBの）見解を反映している。すなわち、親子関係は存在しなくなり、従前の親子関係とは大きく異なる投資及び被投資関係が始まることから、支配喪失日に新たな投資及び被投資関係が認識され、当初測定が行われる。
（IFRS10.BCZ180-184）（SFAS160.B52-55）
- IFRSでは、関連会社投資についても同様に、重要な影響の喪失時において、投資者は従前の関連会社に対して保有する投資を公正価値で測定する⁴。（IAS28.22）

（２）複数取引に係る判断指針の取扱いについて

- 子会社に対する支配の喪失に関し、複数の契約を単一取引として会計処理するかどうかを判定するにあたって、以下の事項を考慮する。（IFRS10.B97）（ASC 810-10-40-6）
 - ✓ 複数契約が、同時にあるいは相互の補完として締結される。
 - ✓ 複数契約が、全体的な経済的効果の達成を意図して単一取引を形成している。
 - ✓ １つの契約の発生が、少なくとも他の契約の発生に依存している。
 - ✓ ある契約をそれだけで検討すると経済的に正当化されないが、他の契約とともに検討する場合、経済的に正当化される（例えば、株式の処分が相場以下で価格付けされるが、事後的な処分が相場以上で価格付けられることによって補填される場合）。
- この背景として、子会社の処分に関する損益は、支配喪失時にのみ認識されることから、特定の利益を達成するために取引又は契約を仕組む機会が生じることが懸念されるためとされている。（IFRS10.BCZ185-190）（SFAS160.B56-59）

⁴ なお、米国会計基準では、同様の論点を取り扱うかどうか検討されたが、持分法の要件を満たさない投資の会計処理は基準の対象外とされた。

IFRS の処理

前 → 後	その他	関連会社	子会社
その他		帳簿価額	公正価値（IFRS3）
関連会社	公正価値（IAS28）		公正価値（IFRS3）
子会社	公正価値（IFRS10）	公正価値（IFRS10）	

段階取得（ステップ1）

支配の喪失（ステップ2の検討範囲）

以上